下水道工事特記仕様書

令和８年　（　２　０　２　６　年　）１０月

川　崎　市　上　下　水　道　局

目　次

建設副産物に関する共通事項特記仕様書……P.1
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島指定処分地）……P.2
川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書（横浜市環境創造局改良土プラント）……P.3
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（建設資源広域利用センター）……P.4
一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書……P.5
一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書……P.6
一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書……P.7
一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）……P.8
一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書……P.9
過積載特記仕様書……P.10
現場環境改善特記仕様書……P.11
舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書……P.12
１日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書……P.13
陶磁器くず処分特記仕様書（陶管）……P.14
水道管移設特記仕様書……P.15
加瀬水処理センターの処理水利用に関する特記仕様書……P.17
私道内公共下水道道路復旧工特記仕様書……P.18
グラウンドマンホール特記仕様書……P.19
グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書……P.20
環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書……P.21
安全施設類及び交通誘導員に関する特記仕様書……P.22
無石綿化への対応に関する特記仕様書……P.23
生コンクリートの使用に関する特記仕様書……P.24
集水ますの縦断面図に関する特記仕様書……P.25
支障埋設物及び試験堀工に関する特記仕様書……P.26
取付管の埋戻しに関する特記仕様書……P.27
建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書……P.28
雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書……P.29
下水道工事電子納品特記仕様書（完成図：ＴＩＦＦ形式）……P.31
下水道工事電子納品特記仕様書（完成図：ＣＡＤデータＳＸＦ（ＳＦＣ）形式）……P.33
オフセット図に関する特記仕様書……P.35
デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書……P.38
現場代理人の工事現場への常駐に係る特記仕様書……P.40
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する
省令第７条に関する手続き特記仕様書……P.41
下水道工事地盤変動影響調査（事前調査）特記仕様書……P.42
「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事（上下水道局版）」特記仕様書 P.43

下水道工事のお知らせに関する特記仕様書…… P.44
地下埋設物調査に関する特記仕様書…… P.46
下水道工事における情報共有システム活用（発注者指定型）特記仕様書…… P.47
熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に関する特記仕様書 …… P.48
川崎市ウィークリースタンスに関する特記仕様書…… P.49

建設副産物に関する共通事項特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　建設副産物に関する共通事項特記仕様書による。

川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

(浮島指定処分地)

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島指定処分地）による。

川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書

（横浜市環境創造局改良土プラント）

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書（横浜市環境創造局改良土プラント）による。

川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

（建設資源広域利用センター）

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（建設資源広域利用センター）による。

一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書による。

一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊

処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書による。

一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書による。

一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書

(委託処理の場合)

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」(川崎市建設緑政局)　一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）による。

一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書による。

過積載特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　過積載特記仕様書による。

現場環境改善特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　現場環境改善特記仕様書による。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書による。

１日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書集」（川崎市建設緑政局）　１日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書による。

陶磁器くず処分特記仕様書〔 陶管 〕

第１条　処分方法

本工事で発生する陶磁器くずは、当該廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者（以降、「受託者」と言う）に委託しなければならない。

第２条　処分計画

１．施工計画書の作成に際し、受託者と締結した契約書の写し（収集、運搬又は処分の受託者の許可番号を含んだもの）と処分場所までの運搬経路を明記し提出すること。

尚、受注者が収集・運搬の許可を取得しており、自らその行為を行う場合は、許可証の写しを提出すること。

２．処分終了後、すみやかに産業廃棄物管理票を監督員に提示し、確認を得ること。

第３条　取り壊し条件

陶磁器の取り壊しは、縦・横・厚さの平均寸法が 30cm 程度以下の大きさに破砕すること。なお、陶磁器に付着物が著しい場合は、付着物を取除くこと。

第４条　運搬経路

運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めなければならない。

第５条　運行管理

受注者は運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な処置を講じなければならない。

第６条　検査等

受注者は工事完了後、産業廃棄物管理票及び処分状況の写真等を監督員に提示しなければならない。

第７条　遵守事項

受注者は運搬に際し、道路交通法を十分遵守しなければならない。

第８条　管理票の保管

受注者は産業廃棄物管理票を 5 年間保管しなければならない。

第９条　再委託の禁止

受注者は収集運搬、処理を再委託させてはならない。

水道管移設特記仕様書

１．本工事施工期間内において、水道管布設替え又は切廻しの必要が生じたときは、別に指示する事項と合わせて本仕様書に基づき施工しなければならない。

（１） 受注者施工区分

１） 水道管（口径 75㎜～350㎜）の布設替え等に伴う土工事１式
（水道管布設工の埋戻し材は、契約図書記載の材料を用いることとする）

２） 水道管布設（既設管口径 150 ㎜以下の連絡工事に伴う配管作業を含む）及び撤去工事

３） 給水管付替工事

４） 撤去管の処分

５） 支給品及び残材の運搬

６） 不断水連絡工

（２） 前項に定める工事は、すべて「川崎市上下水道局下水道工事標準仕様書（管きょ編)」、「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書」、及び「特記仕様書」に基づいて施工しなければならない。

２．(設計図等の作成について)

水道管移設にあたっては、試掘工等により現地の調査を十分に行い、移設工事において必要になる水道管布設設計図（布設図、撤去図、給水付替図、配管図、その他監督員が必要とするもの）を作成し、監督員と協議すること。

３．(管路材料の調達について)

管路材料については、調達方法の別によって以下のとおりとする。

（１）管路材料を本工事で購入する場合

水道管移設工事依頼段階において作成した水道管布設設計図に基づき、材料を調達すること。

（２）管路材料を支給材としている場合

管路材料を支給材としている場合は、倉出し及び未使用の残材の倉入れにあたっては、上下水道局水道部職員の立ち会いの上、行うこと。

（管材料置場） 川崎市上下水道局 総務部 管財課

〒210－0013 川崎市中原区上平間１１８３ 平間浄水場内

４．(残材について)

本工事で発生した残材（水道管、弁、栓等）の有価物は、受注者に払い下げるものとするため、受注者の責任において適切に処分すること。

５．(管路材料等の保管等)

受注者は、水道管等の管路材料は、責任をもって保管し、損失等が生じた場合は一切の損害を賠償しなければならない。

なお、受注者は、水道管搬入に伴う管置き場の管台、キャンバー等も準備すること。

６．（給水管付替工）

給水管付替工については、川崎市上下水道局指定給水装置工事業者を充て施工しなければならない。

なお、既設給水管の管種が PD、VD、PC、SUS の場合は、直近で付替えとする。前記以外の管種の場合は、宅地内第一バルブまで付替えを行うため監督員と協議すること。

７．（不断水連絡工）

水道管布設に伴う連絡工事は原則として不断水連絡工により施工し、その工法は管凍結（不断水凍結工及び仮止水工）によること。連絡工事の施工方法は、監督員及び上水道局水道部との協議により決定すること。

８．（水圧試験）

水道管布設後の水密性を確認するため、「水圧試験施工基準特記仕様書」に基づき、水圧試験を行わなければならない。

試験区間、試験日時、試験方法等について、監督員及び上下水道局水道部と協議すること。

９．（給水管破損の場合の措置）

工事中、給水管を破損した場合には、標準仕様書に基づき事故処理を行うとともに、直ちに川崎市上下水道局指定給水装置工事業者に補修させ、所管の課または配水工事事務所に当該措置内容を報告すること。

10.（完成図書の作成について）

水道管移設工事完成後においては、完成図書を作成するとともに、残材の処分を含めた管路材料の集計表を作成し、監督員へ提出すること。

11.（その他の事項）

（１）工事記録写真について、第１項の工事にかかる「工事写真」は速やかに監督員に提出すること。

（２）夜間保安設備について、受注者は安全確保のため、夜間保安設備の措置に十分留意すること。

（３）受注者は、設計図書等に明示されていない事項で疑義が生じた場合、監督員と協議しその指示に従うこと。

加瀬水処理センターの処理水利用に関する特記仕様書

１．処理水の利用目的

本仕様書は、加瀬水処理センターより発生する下水処理水の有効利用を目的としている。

使用用途については、下水道管渠清掃用に限る。また、受注者は当該工事以外に処理水を使用してはならない。

２．利用計画書及び利用報告書の提出

受注者は、処理水を使用するに当り、事前に利用計画書を作成し、監督員へ提出すること。

また、工事完了後に利用計画書により使用した結果及び使用状況について、利用報告書を作成し監督員へ提出すること。

３．安全対策

受注者は、給水栓より給水する場合は、周辺交通、加瀬水処理センター、加瀬クリーンセンターの交通に支障がないように交通誘導等の必要な安全対策を講ずること。

４．使用方法

(1) 給水栓の使用は原則として、平日（土曜・休日を除く）午前９時～午後５時までの間とする。
それ以外の時間帯で給水栓の使用が必要な場合は、監督員と協議すること。

(2) 処理水は加圧ポンプによる給水を行っているため、給水車に搭載のポンプによる取水を行った場合、給水装置が破損するので自然給水で取水すること。

(3) 給水栓の形状は、消火栓と同形状のため消火栓用のホースを接続し給水する。

(4) 給水栓の使用者は、近隣の交通状況等に支障を来さぬよう必要な安全対策を講じ、給水待ちの車両がないように給水車両の運行を行うこと。
また、給水栓の設置位置は周辺の住居と接していることから給水中は車両のエンジン・ラジオ等を停止し、騒音の発生を防止すること。

５．鍵の管理

給水栓の鍵は工事発注の監督部署から受注者に貸与するものとするが、受注者は鍵の管理者を定め、利用計画書に明記するとともに給水栓鍵借用書を監督員へ提出すること。

また、鍵の貸与期間は工事着手日から完成日までとする。

尚、監督部署並びに給水装置の管理者から返還の要求があった場合は直ちに鍵を返還すること。

６．損害賠償

給水栓の使用に当って、第３者並びに発注者、給水装置の管理者に損害を与えた場合は、使用者は速やかに賠償を行うこと。

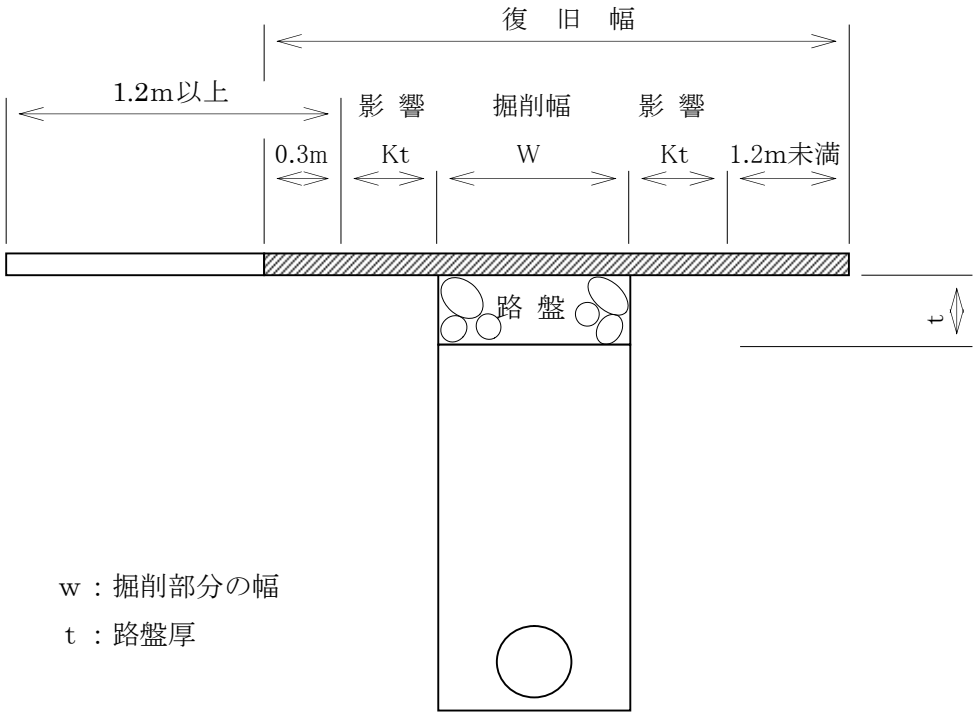
７．その他

この特記仕様書に定めのあるものの他に疑義が生じた場合は、発注者並びに給水装置の管理者と協議し指示に従うこと。

私道内公共下水道道路復旧工特記仕様書

１．復旧幅は、掘削幅に影響部分を加えたものを原則とする。

２．工事による影響を受けない部分が片側で 1.2m 未満になった場合は、表層及び基層のみその部分を含めた範囲とし、1.2m 以上の場合は 0.3mとする。



３．工事の施工による既設舗装の、毀損影響部分は受注者の負担で復旧する。

４．仮復旧工

路盤材は、再生クラッシャーランとする。表層材は加熱式再生アスファルトコンクリートとする。

５．復旧範囲

ａ）路盤の影響幅＝Ｗ＋２Ｋｔ　　Ｋ：コンクリート舗装の場合 1.4
アスファルト舗装の場合 1.0

ｂ）アスファルト舗装の復旧幅＝Ｗ＋２Ｋｔ＋0.3m＋0.3m

注）工事による影響を受けない部分が片側で 1.2m未満になった場合はその幅を加え、1.2m以上の場合は 0.3mとする。

ｃ）コンクリート舗装の復旧……各ブロック単位の復旧とする。

ｄ）砂利道の復旧幅は、掘削幅とする。

ｅ）取付管と取付管の復旧間隔が 1.2m以内の場合は、表層及び基層のみ、その間も復旧する。

６．使用材料

アスファルト混合物、路盤材は、再生材を使用する。

グラウンドマンホール特記仕様書

本工事においてグラウンドマンホールを使用する場合は、「下水道用鋳鉄製マンホールふた仕様書（平成 18 年 12 月 1 日）」（川崎市）による認定を受けた製品を用いること。

なお、不明な点がある場合は本市監督員と協議し、その指示に従うこと。

補足留意点

- 本工事において組立マンホールを施工する場合は、組立マンホール側塊上部の継手形状は、調整ワッシャー及び間づめモルタル（1:2）の替わりに調整駒及び無収縮モルタルを使用する。
- 本工事置いて現場打ちマンホールを施工する場合は、マンホール蓋受枠と調整ブロックの間は調整駒を使用し、モルタル（1:2）の替わりに無収縮モルタルを使用する。
- 無収縮モルタルの仕様は、グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書のとおりとする。

グラウンドマンホール調整部用モルタル特記仕様書

１．適用範囲

本仕様書は、本市におけるグラウンドマンホールの施工に使用する調整部用モルタルについて規定する。

２．材　料

調整部用モルタルは、施工性に優れたプレミックスのセメント系モルタルとし、無収縮・高流動・超早強性を有し、耐久性に優れたものであること。

３．品　質

３－１　物理的性質は次表のとおりとする。J_{14}ロート流下時間の測定は、ＪＳＣＥ‐Ｆ５４１‐１９９９（「充てんモルタルの流動性試験方法」　土木学会　コンクリート標準示方書規準編）により行うものとする。また試験条件は、温度２０±３℃、相対湿度８０％以上とする。

項　　目	規格値
J_{14}ロート流下時間（秒）	６±２

３－２　圧縮強度は次表と同程度以上とする。圧縮強度の測定は、４０×４０×１６０㎜の角柱供試体を用い、ＪＩＳ　Ｒ　５２０１（セメントの物理試験方法）に準じて行う。

温度	圧縮強度（N／mm^2）				
（℃）	1.5時間	３時間	１日	７日	２８日
５	４．９	９．８	２４．５	３９．２	４９．０
２０	９．８	１４．７	２９．４	４４．１	５８．８
３０	９．８	１４．７	２９．４	４４．１	５８．８

４．業者は、第３項各号に規定する調整部材の物理的性質及び圧縮強度に関して、本市が必要と認めた場合、その試験成績書を提出しなければならない。

５．管方法及び使用上の注意

５－１　調整部用モルタルの保管は、できるだけ乾燥した室内のパレット上で保管し、水に濡れたり吸湿したりするような保管を避けること。

５－２　モルタルは使用期限内のものを使用すること。

５－３　水たまり部への充填や降雨時の施工はしてはならない。

５－４　モルタルの使用に際しては、使用方法・使用上の注意を遵守すること。

６．その他

本仕様書に明記されていない事項については、協議の上決定するものとする。

環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書

本仕様書は、「川崎市請負工事特記仕様書」（川崎市建設緑政局）　環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書による。

安全施設類及び交通誘導員に関する特記仕様書

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。なお、交通誘導員については設計条件明細書に示す配置人員を原則とし、道路使用許可申請を行うものとする。ただし、警察等第三者との協議の結果、配置人員の変更の指示を受けた場合は書面により指示を受け、それを添付して打合せ書を監督員へ提出し協議すること。

無石綿化への対応に関する特記仕様書

受注者は、石綿による健康被害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対応すること。

１．使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。なお、「石綿を原材料としていない証明書」等を提出し、監督員の確認をうけること。

２．下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにすること。

生コンクリートの使用に関する特記仕様書

「下水道施設における土木コンクリート構造物の設計について」について国土交通省都市・地域整備局下水道部　下水道事業課企画専門官より平成 13 年 8 月 23 日付け事務連絡に伴い、本工事において下水道標準構造図を使用する場合、コンクリート呼び強度 24N／㎟ 以上、水セメント比 55%以下の物を使用するが、マンホールのインバート部については、18Nとする。尚、下水道施設構造物の基礎部及びその他(道路構造物等)については従来通り（18N、21N）使用する。

集水ますの縦断面図に関する特記仕様書

集水ますの縦断面図における深さの表示については、地表高さから管底までの深さ表示となっており、実深さではない。施工にあたっては、15cm 以上の泥溜を確保すること。

支障埋設物及び試験堀工に関する特記仕様書

本工事における試験掘工の延長については、別添設計条件明細書のとおりであり、地下埋設物については詳細に確認するとともに、支障となる場合はすみやかに関係企業者と打ち合わせを行い対処すること。特に、図面に表示されていない埋設物が現地にある場合も考えられるので、必ず確認の上、施工すること。なお、試験掘工の埋戻しは、山砂（埋戻し用砂）で行うこと。

取付管の埋戻しに関する特記仕様書

埋戻材は、山砂（埋戻し用砂）を使用すること。

建設副産物等の一時仮置場に関する特記仕様書

建設副産物一時仮置場及び工事用資材置場等は請負人の責任において管理し、付近住民の苦情のないよう充分配慮すること。 万一苦情が発生した場合は、速やかに対処すること。

雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書

本特記仕様書は、局地的な大雨に対する安全管理の強化について規定したものであり、下水道管渠等に作業員が入坑して作業をする工事・委託等のうち、雨天時に雨水の流入により急激な水量の増加により作業員に危険を及ぼすものを対象とする。

対象となる工事・委託の受注者は本特記仕様書に則り、作業の中止や開始、再開について判断するとともに、安全対策を実施すること。

また、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」の内容を十分に理解し、現場安全管理の向上に努めなければならない。

１．作業の中止基準

受注者は、突発的な局地的集中豪雨に対して工事の安全管理に万全を期すために、作業開始前と作業開始後について次の基準を遵守すること。

(1) 作業開始前

・ 当該工事箇所及び上流域に降雨または雷が発生している場合は、作業を開始しない。
・ 当該工事箇所及び上流域に洪水または大雨の注意報・警報が発表されている場合は、作業を開始しない。
・ 作業開始前に管渠内の水深を測定し、異常が認められる場合は作業を開始しない。

(2) 作業開始後

・ 当該工事箇所及び上流域に降雨又は雷が発生した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
・ 当該施工箇所及び上流域に注意報または警報が発表された場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
・ その他、地上監視員が中止と判断した場合や、管渠内の状況に異常があると作業員等が判断した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。

２．作業開始、再開の条件

受注者は、作業の開始及び再開にあたって、次の３項目全てについて確認すること。

・ 当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、洪水または大雨の注意報・警報が発表されていないこと。
・ 管渠内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないこと。
・ 作業開始前の安全確認について、施工計画書に定める全ての事項。

３．現場特性の事前把握

受注者は、着手前に当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握すること。収集する情報としては気象情報のほか、下水道管渠施設情報、地形情報、既往情報等がある。

４．気象情報を迅速に把握するシステムの活用

受注者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、地上監視員を配置するとともに、地上監視員の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムの配備し、その情報を適宜確認すること。また、現場特性に応じては管渠内の水位等を監視する担当者を配置するとともに、水位を定期的に測定すること。

５．退避計画の作成

受注者は、作業員が管渠内から地上に安全かつ迅速に退避するため、人命を最優先とした退避計画の作成しなければならない。

なお、退避計画作成時には、次の事項に特に留意すること。

・ 現場に即した作業中止基準について
・ 緊急時の資機材の存置と、その流出防止対策について
・ 退避指示の確実な伝達方法（ブザー付き回転灯の配備等）について
・ 以上の検討結果や、退避時に存置する資機材などによる管渠内の状況や退避時間を考慮した退避ルートと退避手順について

６．不測の事態に対する安全対策実施

受注者は、現場の特性に応じては、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、流出防止柵の設置、人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、安全帯の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならい。

７．安全教育の実施

受注者は、工事着手前に退避訓練を実施し、退避計画の見直しの必要性を検証しなければならない。

また、工事等を行う日にはツールボックスミーティング等により作業員全員に対し、当日の作業内容、安全器具の設置状況、使用方法、当日の天候の状況及び退避時の対応などの内容を周知徹底するとともに、現場に即した安全教育・訓練を準備期間中に実施しなければならない。

８．局地的な大雨に対する安全対策を盛込んだ施工計画書の作成

受注者は、作業箇所に係る現場特性について情報収集・分析してあらかじめ危険性等を十分に把握した上で、１～７の対策について施工計画書に反映させなければならない。

下水道工事電子納品特記仕様書

【完成図：ＴＩＦＦ形式】

１．電子成果品の作成方法

本仕様書は最終成果物を電子成果品として納品するために必要な事項を定めたものである。電子成果品については、「川崎市電子納品要領(令和８年４月改定)（以下「要領」という。)」に基づき作成すること。

２．事前協議

受注者は、契約締結後速やかに要領に定める事前協議を実施すること。なお、協議に当たっては、「下水道工事事前協議チェックシート」を用い受注者記入部分を記入のうえ、監督員に提出すること。

３．成果品の提出方法

（１）受注者は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（DVD-R または CD-R）で２部提出すること。

（２）電子納品の対象となるデータは、写真、図面（「ファイリングデータ作成要領」に基づく図面（ＴＩＦＦ形式）（以下「下水道完成図」という。)、地質データ（新規に調査した柱状図、位置図、試験データ等）とする。

（３）「受注者向け納品データ作成ツール」工事管理ファイル内の完成図面に格納する図面は、「要領」に記載のＣＡＤデータ（ＳＸＦ（ＳＦＣ）形式）ではなく、「下水道完成図」を格納すること。

（４）受注者は、要領の「６．納品媒体の確認方法」に従い確認用書類を作成し、監督員に提出すること。

（５）受注者は、成果物納品の際は、「電子媒体納品書」を添付し、監督員に提出すること。

４．ウィルス対策

受注者は、成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。

５．関係資料

要領は本市ホームページ（事業者向け情報）からダウンロードすること。

６．電子成果品作成時の留意点

（１）図面フォルダについて

図面ファイル名は、「NNN 図面名.△△△」とする（NNN は 001 から 999 とする。なお、NNN の部分は納品データ作成ツールで自動的に付加されるので入力する必要は無い)。

ファイル名（図面名）は、NNN○○○○○○○○○○とし、NNN 以下は、日本語 10 文字以内とするようにし、ファイル名で図面の内容が判別できるようにすること。具体的には、図面名

の NNN の次に、図面種類（「案内図」「平面図」「断面図」など）を５文字以内で記入し、その後に枝番号を２桁（01～99 とし、図面が一枚の場合でも 01 とする）で記入すること。

なお、下水道管きょ工事における図名「見取図・平面図・縦断面図・横断面図」については、ファイル名「平面図」とする。

また、図面種類が複数ある場合は、ファイル名の最後に「ほか」と追記すること（記載例：001 平面図 01 ほか.△△△（注）、005 平面図 01.△△△、007 平面図 02.△△△ など）。図面種類に「ほか」を使用した場合は、「図面管理」ファイルの「予備」項目に、ファイル名に記載した図面種類を含めた全ての図面種類を記載すること。

ファイル名において、10 文字以内での記載が不可能な場合は、監督員と協議のうえ、図面ファイル命名規則を決定すること。

注：△△△については、図面形式（ｓｆｃ、ｐｄｆ、ｔｉｆ）が入力される。

（２）ＣＡＤデータについて

特記仕様書及び監督員の指示により、ＣＡＤデータを完成図として取り扱う場合は、図面内に表示されている縮尺と図面データの縮尺は同一とすること。

（３）デジタルカメラ撮影時の日付設定について

デジタルカメラ撮影時の日付設定について必須条件としないが、日付設定する場合は、撮影時にカメラより取得された日付データが「写真管理」ファイルの「撮影年月日」に反映されることから、正しい日付を設定しておくこと。

７．その他

その他、要領に記載されていない項目や不明な点については、監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

下水道工事電子納品特記仕様書

【完成図：ＣＡＤデータＳＸＦ（ＳＦＣ）形式】

１．電子成果品の作成方法

本仕様書は最終成果物を電子成果品として納品するために必要な事項を定めたものである。電子成果品については、「川崎市電子納品要領(令和８年４月改定)（以下「要領」という。)」に基づき作成すること。

２．事前協議

受注者は、契約締結後速やかに要領に定める事前協議を実施すること。なお、協議に当たっては、「下水道工事事前協議チェックシート」を用い受注者記入部分を記入のうえ、監督員に提出すること。

３．成果品の提出方法

（１）受注者は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（DVD-R または CD-R）で２部提出すること。

（２）電子納品の対象となるデータは、写真、図面、地質データおよびその他データとする。なお、土質データおよびその他データが存在しない場合については納品の必要はない。また、受注者は、電子納品対象（写真、図面、土質データ、その他データ）以外のものは、従来どおり紙で２部提出するものとし、要領で特に記載のない項目については監督員と協議のうえ決定すること。

（３）受注者は、要領の「６．納品媒体の確認方法」に従い確認用書類を作成し、監督員に提出すること。

（４）受注者は、成果物納品の際は、「電子媒体納品書」を添付し、監督員に提出すること。

４．ウィルス対策

受注者は、成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。

５．関係資料

川崎市電子納品要領は本市ホームページ（事業者向け情報）からダウンロードすること。

６．電子成果品作成時の留意点

（１）図面フォルダについて

図面ファイル名は、「NNN 図面名.△△△」とする（NNN は 001 から 999 とする。なお、NNN の部分は納品データ作成ツールで自動的に付加されるので入力する必要は無い)。

ファイル名（図面名）は、NNN○○○○○○○○○○○○とし、NNN 以下は、日本語 10 文字以内とするようにし、ファイル名で図面の内容が判別できるようにすること。具体的には、図面名の NNN の次に、図面種類（「案内図」「平面図」「断面図」など）を５文字以内で記入し、その

後に枝番号を２桁（01～99 とし、図面が一枚の場合でも 01 とする）で記入すること。

なお、下水道管きょ工事における図名「見取図・平面図・縦断面図・横断面図」については、ファイル名「平面図」とする。

また、図面種類が複数ある場合は、ファイル名の最後に「ほか」と追記すること（記載例：001 平面図 01 ほか.△△△（注）、005 平面図 01.△△△、007 平面図 02.△△△ など）。図面種類に「ほか」を使用した場合は、「図面管理」ファイルの「予備」項目に、ファイル名に記載した図面種類を含めた全ての図面種類を記載すること。

ファイル名において、10 文字以内での記載が不可能な場合は、監督員と協議のうえ、図面ファイル命名規則を決定すること。

注：△△△については、図面形式（ｓｆｃ、ｐｄｆ、ｔｉｆ）が入力される。

（２）ＣＡＤデータについて

特記仕様書及び監督員の指示により、ＣＡＤデータを完成図として取り扱う場合は、図面内に表示されている縮尺と図面データの縮尺は同一とすること。

（３）デジタルカメラ撮影時の日付設定について

デジタルカメラ撮影時の日付設定について必須条件としないが、日付設定する場合は、撮影時にカメラより取得された日付データが「写真管理」ファイルの「撮影年月日」に反映されることから、正しい日付を設定しておくこと。

７．その他

その他、要領に記載されていない項目や不明な点については、監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

オフセット図に関する特記仕様書

（適用範囲）

第１条　本特記仕様書は、工事完成図を基に作成するオフセット図について必要な事項を定めるものである。オフセット図を作成する対象施設はマンホール、取付管、圧送管（空気弁、仕切弁、排泥弁など弁類を含む）その他下水道台帳に記載が必要な施設を対象とする。

（測定方法）

第２条　マンホールについては、官民境界杭又は官民境界からマンホール中心点までの距離を原則３点測定する。ただし、交差点部や起点以外のマンホールについては２点とすることができる。（別紙１参照）

２　取付管については、上流側マンホールの中心点から宅地内最終接続ますまでの下水道本管上の距離を測定する。（別紙１参照）

３　圧送管（空気弁・仕切弁・排泥弁など弁類含む）については、官民境界杭又は官民境界線から屈曲部又は弁までの距離を測定する。（別紙２参照）

４　その他

下水道台帳に記載が必要な施設の測点までの距離を測定する。

（記載方法、提出部数）

第３条　オフセット図は完成図と別に作成し、１部提出すること。

２　オフセット図は原則として完成図の平面図に記載し、距離等内容が判別できる大きさ（Ａ１，Ａ３いずれも可）で作成すること。

３　取付管の表示について、新設管は実線（黒色）、撤去管は破線（朱色）とする。（別紙１参照）

４　オフセット図記載数値の単位はｍとし、小数点第２位（第３位を４捨５入）とする。

（提出書類）

第４条　受注者は、本特記仕様書に従いオフセット図を作成し、下水道工事標準仕様書（管路編）工事完成検査の要件第３項規定に準じて、速やかに監督員に提出しなければならない。

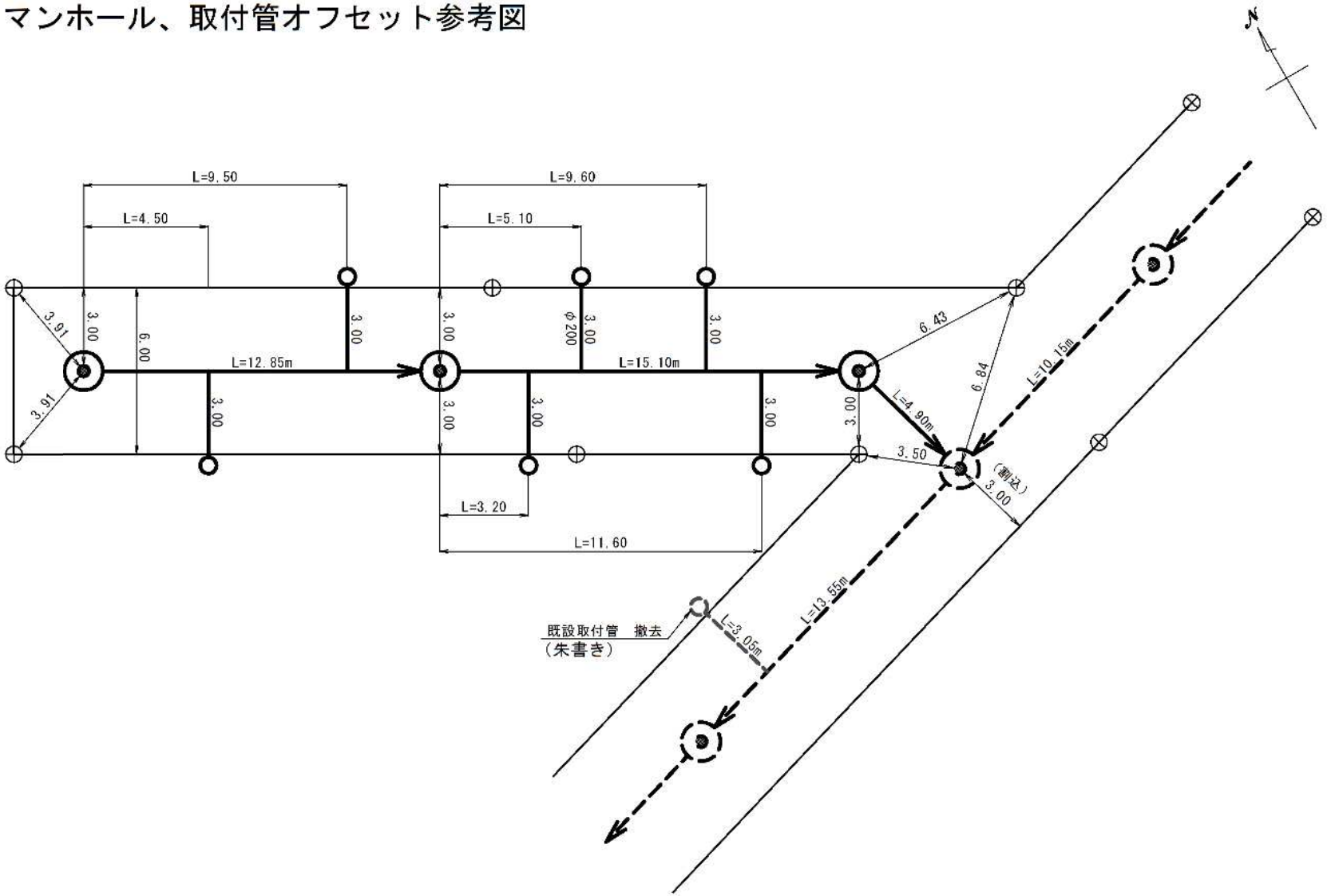
（オフセット図の修正等）

第５条　受注者は、オフセット図に修正等が生じ、監督員がその修正を指示した時は速やかに従わなければならない。

（その他）

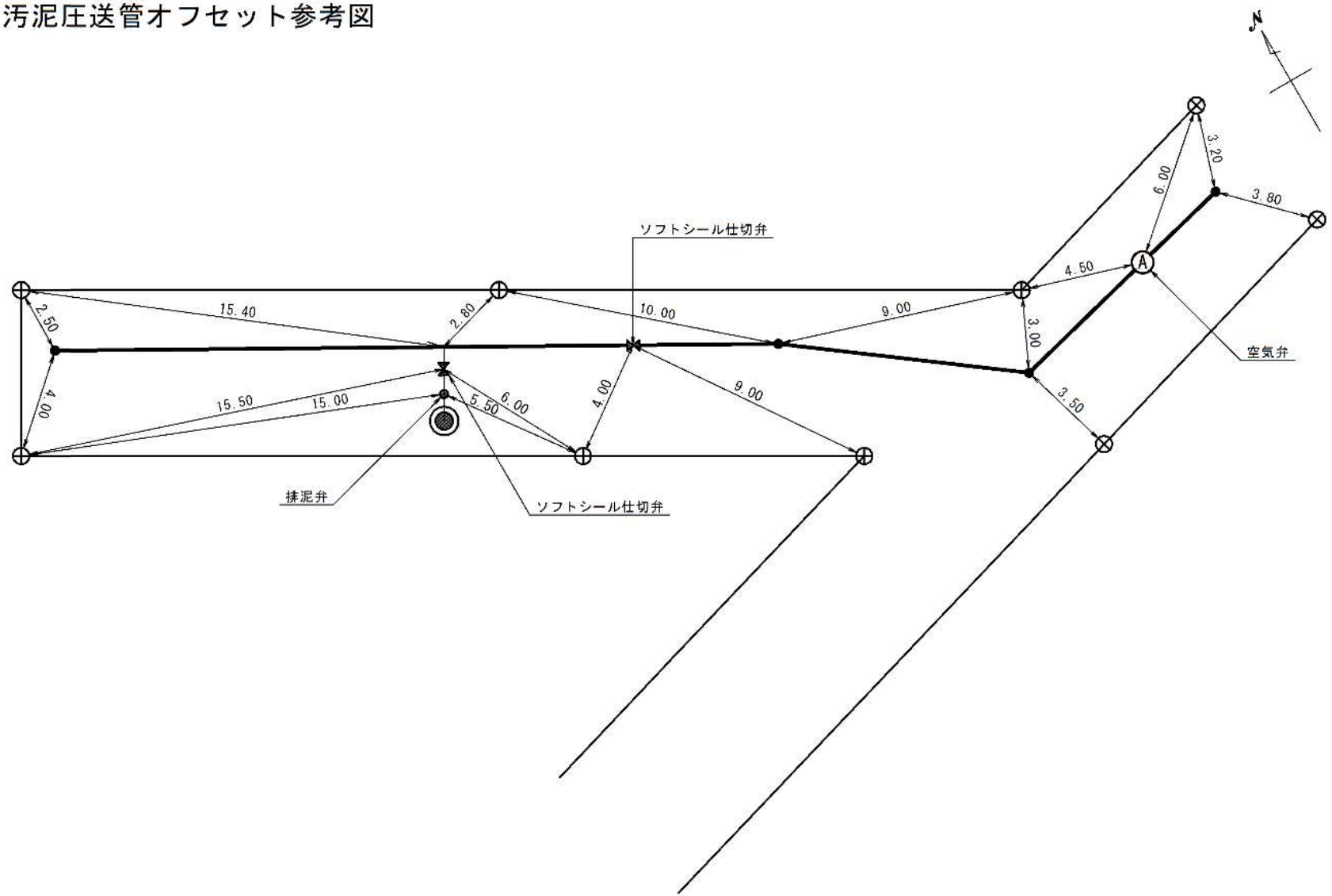
第６条　その他、本特記仕様書に記載されていない項目については、監督員と協議の上決定するものとする。

マンホール、取付管オフセット参考図



別紙２

汚泥圧送管オフセット参考図



デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

（適用）

第１条　本仕様書は、工事写真撮影において被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報を電子的に記入する「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」（以下「電子黒板」という。）」の対象となる工事（以下「対象工事」という。）に適用する。

２　受注者が電子黒板の導入を希望する場合は、契約締結後速やかに監督員の承諾を得たうえで対象工事とすることができる。

（対象機器の導入）

第２条　受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）の選定及び調達を行うこと。選定する使用機器は、次の各号に示す要件を満たすものとし、工事着手前に監督員に提示すること。

使用機器の事例として、ＵＲＬ「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」に記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２　下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準に示す小黒板に記載する項目を電子的に記入ができること。

３　「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（ＵＲＬ「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載されている技術を使用した信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有すること。

（小黒板情報の電子的記入）

第３条　受注者は、前条の使用機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録することができる。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準に示す小黒板に記載する項目による。

２　対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

（工事写真の取扱い）

第４条　電子黒板を用いた工事写真の取扱いは、下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準に準ずる。

２　小黒板情報の電子的記入については、下水道工事標準仕様書（管路編）附則４下水道工事写真管理基準「６．写真の編集等」に定める写真編集には該当しない。

（電子納品）

第５条　受注者は、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した電子黒板を用いた工事写真を「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る保管説明資料（工事編）」に基づき、電子納品すること。

2　受注者は、電子納品時に JACIC が提供しているチェックシステム等（信憑性チェックツール）ＵＲＬ「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」を用いて、電子黒板を用いた写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出すること。

現場代理人の工事現場への常駐に係る特記仕様書

（適用）

第１条　本仕様書は、川崎市上下水道局が発注する公共工事において、「現場代理人の工事現場への常駐に関する要綱（以下「要綱」という。）」に基づく、現場代理人の常駐義務の緩和対象となる工事に適用する。

（常駐義務の緩和）

第２条　本工事の現場代理人は、要綱の条件を満たす場合、兼任または常駐を要さないことができる。

（現場代理人の責務）

第３条　現場代理人は、川崎市上下水道局工事請負契約約款第 11 条 2 項の規定に基づき、常駐義務を緩和するそれぞれの工事現場について、常に正しく現場状況等を把握し、安全管理や住民対応等、適切な工事現場の運営及び取締りを実施するとともに、常に監督員との連絡体制を確保すること。

（常駐義務緩和の承諾）

第４条　受注者は、常駐義務緩和の対象とする場合、必要事項（適用条件、工程表など）を記載した書面を監督員に提出し、事前に承諾を受けること。

（法令の遵守）

第５条　受注者は、建設業法等関係法令を順守すること。

特に、本仕様書の適用については、建設業法第 26 条第 3 項に基づく、主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

（その他）

第６条　本仕様書に定めのない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、適切に対応するものとする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第７条に関する手続き特記仕様書

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事です。受注者は、建設リサイクル法の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めて下さい。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めて下さい。

なお、本工事を落札し受注の際には、次のとおり対応してください。

（１） 請負契約の締結前におこなう手続き

１）建設リサイクル法第１２条に基づき、発注者に分別解体等の内容について説明（協議）してください。（「説明書」及び添付資料をＰＤＦデータで作成し、発注担当課にメールで提出）（注１参照）

２）契約日の２日前までに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第７条の基づく書面」（以下、「書面」という）を記載し、単独のＰＤＦデータで作成して発注担当課にメールで提出の上、書面の「施設の名称」の欄に記載した施設が川崎市の指定登録工場または指定登録施設であることを双方で確認して下さい。（注２参照）

３）紙契約の場合、必ず発注担当課からメールで送付された書面データを印刷し、契約書に綴ってください。

（２） 工事施工中

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化してください。

（３） 再資源化等の完了時

再資源化等が完了した時は、すみやかに建設リサイクル法第１８条に基づき「再資源化等報告書」を川崎市の監督員に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存してください。

（４） その他

１）分別解体等及び再資源化について、建設リサイクル法の趣旨を十分踏まえて工事の施工にあたってください。

２）指定工場登録リスト（ＣＯ塊・Ａｓ塊）、指定業者登録名簿（木材）及び必要な書類は、局ホームページから以下の手順でダウンロードできます。

上下水道局ホームページ

→ 事業者の方へ → 請負工事関連 → 上下水道共通 → 建設リサイクル法関係帳票様式集

※注１ 発注者に説明した内容を下請者に対しても告げて下さい。

※注２ 川崎市ではコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、指定登録工場制（建設発生木材については、指定登録施設制）を採用していますので書面には、川崎市の指定登録工場または指定登録施設を記載してください。

下水道工事地盤変動影響調査（事前調査）特記仕様書

（目的）

第１条　本仕様書は、川崎市下水道事業が施工する建設工事等に伴って発生する振動又は地盤変動等による建物等への影響を判断するため、地盤変動影響調査（事前調査）を行う場合に適用する。

（調査範囲）

第２条　受注者は、現地確認を行った上で工事の影響範囲を考慮し、地盤変動影響調査の対象家屋について監督員へ提出し確認を受けること。

（調査方法）

第３条　調査は本特記仕様書に基づき業務を実施するほか、「下水道業務委託標準仕様書（管路編）　令和６年 10 月」（以下 『委託仕様書』という。）に従って施行しなければならない。

（資格）

第４条　受注者は、委託仕様書第２章第 12 節「地盤変動影響調査等」に基づき、本業務の履行に当たり、この地盤変動影響調査業務の主たる業務に関し、７年以上の実務経験を有する者、若しくはこの地盤変動影響調査等の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人　日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者を従事させること。

（立会い）

第５条　受注者は、地盤変動影響調査（事前調査）を行うため、建物等へ立入り調査を行う場合には、原則、権利者の立会いを得なければならない。

（調査完了時）

第６条　調査完了時には、委託仕様書別表第７号様式「調査立会確認書」に必要事項を記入の上、署名捺印をうけること。また、地権者より調査辞退（一部辞退）の申し出があった場合は、辞退した場合の取扱いについて地権者へ十分に説明すること。

（施工完了時）

第７条　全ての施工が完了した路線について、地盤変動影響調査（事前調査）を実施した家屋を対象に地権者へ地盤変動影響調査（事後調査）実施について意思確認を行い、委託仕様書別表第１３号様式「下水道工事完了のお知らせ」に必要事項を記入の上、署名捺印を受けたあと、監督員へ提出すること。

「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事（上下水道局版）」特記仕様書

１．　本工事は、建設技能者の処遇改善、育成及び建設事業者の担い手確保に寄与することを目的として実施する「ＣＣＵＳ活用モデル工事」の対象工事である。

２．　受注者が「ＣＣＵＳ活用モデル工事」として、希望する場合に実施できるものとする。

３．　ＣＣＵＳ活用にあたっては「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行実施要領（上下水道局版）」に基づき行うものとする。

４．　「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行実施要領（上下水道局版）」に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。

５．　ＣＣＵＳ活用に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

下水道工事のお知らせに関する特記仕様書

本仕様書は、地元住民へ配布する「下水道工事のお知らせ」に関して必要な事項を定めたものである。

1　「下水道工事のお知らせ」の配布時期

「下水道工事のお知らせ」の配布時期は、次表を原則とすること。

配布時期	種類	記載内容
工事着手前	着手前通知	工事の基本情報（目的等）
工事種別毎　※1※2	詳細通知	工事内容、時期、場所等
適宜　※3	個別通知	工事内容、時期、詳細な場所等

※1　工事種別毎とは試掘、本工事、舗装工事等。

※2　工事範囲が広い場合・施工箇所が点在している場合等は、工事の進捗に併せ複数回配布を行うこと。なお、詳細な配布時期は監督員と協議すること。

※3　工事箇所毎の状況（夜間工事、通行止め等）に合わせて配布を行うこと。

2　周知方法

影響がある周辺家屋および町内会、学校等に配布すること。また、通行止めを行う際は、通行止め区間の両端の看板にお知らせを貼り出す等、現地でも住民が把握できるように対応すること。

工事着手前に配布するお知らせは原則として現場着手日の２週間前迄に配布し、工事種別毎または適宜配布するお知らせは、原則として各施工開始日の１週間前迄に配布すること。また、町内会及び学校等については周知に必要な部数を用意すること。

3　作成時の留意事項

（1）記載項目

お知らせは、川崎市のホームページに掲載されている作成例に準じ作成すること。なお、作成例に示す各項目は必須内容であるため、原則として記載し、記載内容については、各工事に即した内容を記載すること。また、受注者の連絡先については、夜間休日に連絡可能な連絡先を記載すること。

（上下水道局ウェブサイト内　事業者の方へ＞請負工事関連＞下水道工事に関わる仕様書）

（2）工事案内図

工事案内図は、使用許可を得た地図を用いて作成すること。また、通行止め及び迂回路を設定する場合は、案内図に明記すること。なお、「下水道工事のお知らせ」は、不特定多数の方へ配布するものであるため、個人を特定するような情報（住居者名・家名等）を記載してはならない。

記載可能な情報	記載不可情報
区町丁名、地番（住居番号）、公共施設、鉄道、道路、河川等	個人情報（住居者名・家名等）

（３）事前確認について

「下水道工事のお知らせ」の配布時期に示す各種通知の初回配布に当たっては、事前に監督員へ提出し、記載内容や工事案内図について確認を受けること。

（４）その他

上記以外の特記事項等がある場合は、必要に応じて加筆すること。また、お知らせの配布箇所は住宅地図等に示し、監督員に提出すること。

施工点在型の工事については、発注工区ごとに「下水道工事のお知らせ」を作成すること。

地下埋設物調査に関する特記仕様書

第1条　事前調査

地下埋設物については、設計図書及び図面等を確認のうえ、詳細については、埋設物管理者に事前調査を行い必要な情報を取得すること。

第2条　地下埋設物の確認

近接する地下埋設物の詳細な位置、深さ等は、試掘調査で確認するものとする。

第3条　試掘調査

試掘調査については、以下のとおり行うものとする。

(1) 地下埋設物位置確認等の試掘箇所は、監督員と現地立会の上決定すること。

(2) 試掘調査の場所、掘削の形状寸法、調査結果は、工事打合せ簿に添付して監督員に速やかに提出すること。

(3) 近接する地下埋設物が想定される場合は、埋設物管理者の立会を求め、その指示を受け、必要な処置を講ずること。

(4) 試掘調査の結果、地下埋設物の詳細な位置、深さ等が不明な場合は、追加調査を実施すること。

第4条　施工協議

埋設物管理者との試掘前協議及び試掘後協議を適切に実施し、その指示事項については必要な処置を講ずること。ただし、埋設物管理者が協議を求めていない場合は、この限りでない。

第5条　地下埋設物に関するチェックリストの提出

当該チェックリストにより地下埋設物の調査、施工管理及び埋設物管理者との協議を適切に実施し、当該チェックリストを対象埋設物毎、工事打合せ簿に添付し監督員に速やかに提出すること。

第6条　関係様式

当該チェックリストは川崎市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

(https://www.city.kawasaki.jp/800/category/226-5-7-1-0-0-0-0-0-0.html)

第7条　その他

その他、本仕様書に定めがない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、適切に対応するものとする。

下水道工事における情報共有システム活用

（発注者指定型）　特記仕様書

1　本工事は、工事施工中における受発注者間の業務効率化を目的として情報共有システムを活用することを発注者が指定する工事である。

2　利用にあたっては『川崎市下水道工事における情報共有システム活用ガイドライン』に基づき行うものとする。

3　『川崎市下水道工事における情報共有システム活用ガイドライン』に定めのない事項については、受発注者間で協議によるものとする。

※『川崎市下水道工事における情報共有システム活用ガイドライン』は以下、川崎市ホームページからダウンロードすること。
https://www.city.kawasaki.jp/800/category/226-5-7-5-0-0-0-0-0-0.html

※やむを得ず情報共有システムを導入できない場合は、契約後に提出する利用届において「利用しない」欄に理由を記載すること。

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に関する

特記仕様書

１．　受注者は、工事現場等における労働者の熱中症の予防に対し、必要な対策を講じること。

２．　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者が講じる熱中症対策を記載するとともに、基準日を記載し、監督員に協議書にて協議するものとする。

３．　熱中症対策に資する現場管理費補正に関する事項は、「川崎市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事等)」に基づき行うものとする。

４．　熱中症対策に資する現場管理費補正は、監督員から協議書で「補正値」を示し、その補正値を基に設計変更について協議するものとする。

川崎市ウィークリースタンスに関する特記仕様書

本工事は、川崎市ウィークリースタンス実施要領の対象工事である。要領に基づき、取組内容について受発注者間で協議を行うものとする。